

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(東広島市指定 第3474000340号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 虐待防止のための措置に関する事項	6
8. 秘密の保持	6
9. 事故発生時の対応	6
10. 苦情の受付について	6

医療法人社団あんず会
金泉居宅介護支援事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団 あんず会
(2) 法人所在地 広島県東広島市高屋町杵原1292番地の1
(3) 電話番号 082-434-8811
(4) 代表者氏名 理事長 本田 きょう子
(5) 設立年月 1996年8月21日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的とします。
(3) 事業所の名称 金泉居宅介護支援事業所 2004年1月1日指定
東広島市 3474000340号
(4) 事業所の所在地 広島県東広島市安芸津町三津4333—1
(5) 電話番号 0846-46-1080
(6) 管理者氏名 坂部 典子
(7) 当事業所の運営方針 可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
市町村及び他の指定居宅介護支援事業者・サービス事業者・介護保険施設等との連携を図り、利用者の意志・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行います。
(8) 開設年月 2004年1月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
東広島市安芸津町
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土・日・祝日・年末年始（12月31日から1月3日）
受付時間	9時00分～18時00分

4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤専従	常勤兼務	常勤換算
1. 管理者	名	1名	1名
2. 介護支援専門員	名	1名	1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容

<居宅サービス計画の作成の流れ>

- ① 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。業務の遂行に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とします。
- ② 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族等との面接により、利用者の置かれている環境、立場への十分な理解と現状に対する課題の把握に努めます。
- ③ 介護支援専門員は、利用する居宅サービスを選択できるよう、指定居宅サービス事業者等に関する情報を、利用者及びその家族等に提供します。提供に当たっては、理解しやすい内容となるよう、また提供する居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏ることの無いよう、公平中立を心がけます。
- ④ 上記において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）居宅介護支援サービス利用割合に関する事項の説明を（別紙1）にて行うことと定めます。
- ⑤ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。また、契約者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、契約者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ⑥ 居宅介護支援専門員は、前項で求めた情報、利用者及びその家族等から得た情報やご要望をもとに、居宅サービスの目標、達成時期、サービス提供上の留意点を明記した居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑦ 介護支援専門員は、作成した原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者及びその家族等に対して説明します。利用者の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、あらためて利用者の同意を確認します。
- ⑧ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。
- ⑨ 介護支援専門員は、利用者及びその家族等同席のもとで介護サービス事業者の担当者主治医等を集めたサービス担当者会議を開催し、最終的な居宅サービス計画として決定します。
- ⑩ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- ⑪ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ⑫ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ⑬ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、又は契約者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、契約者及びその家族等に介護保険施設に関する情報を提供し、紹介その他の便宜を図ります。
- ⑭ 事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、上記の手順に従って実施します。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。その際は、1か月ごとに発生する料金・費用を計算し、請求いたしますので、翌月25日までに現金にてお支払いください。

(地域区分7級地1単位10,21円)

			居宅介護支援費 単位/月		
			I	II	III
要介護1・2			1,076	539	323
要介護3・4・5			1,398	698	418

初回加算			300単位 / 月		
特定事業所加算			(I)	505単位 / 月	
			(II)	407単位 / 月	
			(III)	309単位 / 月	
			(A)	100単位 / 月	
特定事業所医療介護連携加算			(IV)	125単位 / 月	
特定事業所集中減算			△	200単位 / 月	
入院時情報連携加算 (I)				200単位 / 月	
入院時情報連携加算 (II)				100単位 / 月	
退院・退所加算	カンファレンス	連携1回		450単位 / 月	
	参加無	連携2回		600単位 / 月	
	カンファレンス	連携1回		600単位 / 月	

	参加有	連携 2 回	7 5 0単位 / 月
		連携 3 回	9 0 0単位 / 月
通院時情報連携加算			5 0単位 / 月
緊急時等居宅カンファレンス加算			2 0 0単位 / 回
ターミナルケアマネジメント加算			4 0 0単位 / 月
新型コロナウイルス感染への対応 (令和 3 年 9 月 30 日まで)			所定単位数の 1 / 1・0 0 0

また、通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う当事業所のサービスに要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から路程 1 キロメートル当たり 20 円の交通実費相当額をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービスを提供する担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交代（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(4) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

(5) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

(6) 事業者は障害サービス福祉サービスを利用してきた利用者が介護保険サービスを利用する場合等、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、特定相談支援事業者との連携に努めます。

(7) 指定居宅介護支援の提供にあたり、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域

密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことと定めます。

7. 虐待防止のための措置に関する事項

（1）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための、次の措置を講じます。

ア 虐待の防止に関する責任者の選定（管理者とする）

イ 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施。

ウ その他虐待防止のための必要な措置

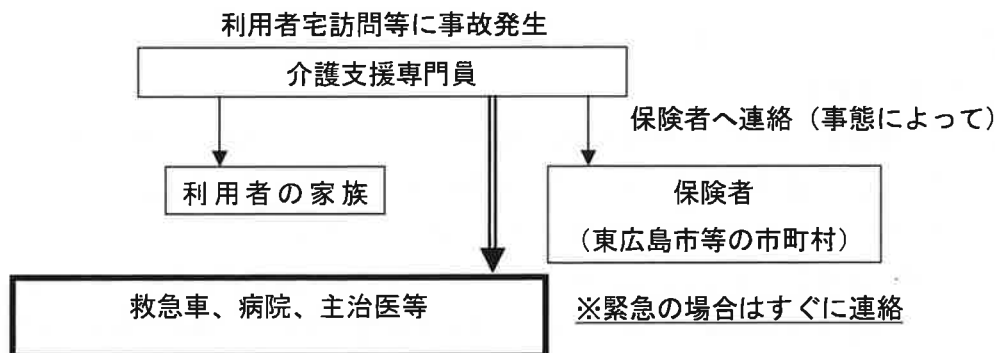
（2）事業者は、事業の実施に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業者の従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

8. 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は正当な理由が無くその業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持の為の監視を常に怠りません。

9. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者及びその家族等に、連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに対応いたします。



10. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

職名	受付時間
居宅介護支援事業所管理者 坂部 典子	0846-46-1080（月曜日～金曜日 9：00～18：00） 090-9736-2982（業務時間外 休みの時対応）

（2）円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

1. 介護支援専門員が相手方と連絡をとり直接訪問するなどして状況の把握に努めます。

2. 事業者が必要ありと判断した場合は、管理者を含め検討会議を行います。
3. 検討の結果は、速やかに具体的な対応に努めます。
4. 記録を台帳等に記録し、再発防止に努めます。

(3) 苦情があった居宅サービス事業者に対する対応方針等

居宅サービス事業者に対し苦情の状況等を確認するとともに改善のための方策について協議し、利用者の理解を得るものとします。

(4) その他参考事項

1. 利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。
2. 指定居宅サービス事業者に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対する必要な援助を行います。

(5) 行政機関その他苦情受付機関

東広島市役所 介護保険課	所在地	広島県東広島市西条栄町8-29
	電話番号	082-420-0937
	受付時間	AM8:30~PM17:15
国民健康保険団体連合会	所在地	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
	電話番号	082-554-0783
	受付時間	AM8:30~PM17:30

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

金泉居宅介護支援事業所

説明者職名

介護支援専門員

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

上記代理人・家族

住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄) _____